

# 検査機器共同利用委託契約書

委託者 \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
受託者 社会医療法人 寿人会 木村病院（以下「乙」という。）とは、検査の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

## （目 的）

第 1 条 地域の医療機関との連携を図り検査機器を共同利用することで、地域におけるニーズに対応することを目的とする。

## （概 要）

第 2 条 検査の委託契約内容は、次の各号によるものとする。

1. 甲は、検査の実施について乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 甲は、検査の実施に当たり検査日時の予約をとり、患者に説明をおこなう。
3. 乙は、受託した検査を行い、その画像データ等を甲に渡す。

## （委託検査の種類）

第 3 条 委託検査の種類は次のとおりとする。

1. 一般撮影
2. X線CT撮影
3. MRI撮影
4. 骨塩定量検査
5. 心電図検査
6. 眼底検査

## （契約期間）

第 4 条 この契約による委託期間は、西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から  
西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで とする。また、この契約の有効期間満了前、1ヶ月までに契約当事者のいずれかの一方からも、この契約の改定等について何等かの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から更に 1年間この契約を更新されるものとし、以後も同様とする。

## （検査料金）

第 5 条 この契約に係る検査料金は別添「検査機器共同利用料金について」のとおりとする。なお、撮影料は診療報酬点数の7割、出力媒体は原則 CD-R とする。

## （検査結果の疑義）

第 6 条 検査結果に疑義がある場合は、次の各号により処理するものとする。

1. 甲は、検査結果受領後7日以内にその内容を乙に通知しなければならない。
2. 乙は、前号の通知を受けた時は、甲と協議のうえ、再検査、その他の適切な処理をしなければならない。

(契約の解除)

第 7 条 甲又は乙は、次のことに該当するときはこの契約を解除することができる。

1. 甲又は乙がこの契約に違反したとき
2. 乙において、受託業務の遂行が著しく困難になったとき
3. 健康保険法の改正により委託業務が困難になったとき

(検査実施中の事故責任)

第 8 条 検査実施中（開始から終了まで）に不慮の事故等が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする。

(検査料金の請求)

第 9 条 乙は、原則として前月までに検査が完了したものについて、1ヶ月の検査料金を取りまとめて甲に請求するものとし、甲は、請求書を受理した月の翌月末日までに乙の指定する口座に振り込むものとする。

(個人情報)

第 10 条 乙は、本契約に基づいて検査を実施する為に知り得た患者の個人情報について、検査目的以外に使用しないものとする。もし、乙により個人情報が漏洩した場合は、乙はその責任を負うものとする。

(協 議)

第 11 条 この契約について疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ解決するものとする。

上記の契約を証するため本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保持する。

西暦                      年                      月                      日

甲

印

乙

印

検査機器共同利用 検査料金

| 検査種類    | 検査部位        | 点数   | 電子画像管理加算 | 合計    | 検査料金<br>(税込) |
|---------|-------------|------|----------|-------|--------------|
| 一般撮影    | 頭部、胸部、腹部、脊椎 | 153点 | 57点      | 210点  | ¥1,470       |
|         | その他の部位      | 111点 | 57点      | 168点  | ¥1,176       |
| CT      | 全部位         | 900点 | 120点     | 1020点 | ¥7,140       |
| MRI     | 全部位         | 900点 | 120点     | 1020点 | ¥7,140       |
| 骨塩定量測定  | 腰椎          | 360点 | －        | 360点  | ¥2,520       |
|         | 腰椎、大腿部      | 450点 | －        | 450点  | ¥3,150       |
| 心電図検査   |             | 130点 | －        | 130点  | ¥910         |
| 眼底カメラ検査 | デジタル撮影      | 58点  | －        | 58点   | ¥406         |

※ 検査料金：診療報酬点数の7割